の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ａ）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(i)　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ）会社法第２条12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ）会社法第２条15条に規定する社外取締役

ニ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(ii)　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(iii)　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(iv)　組合の理事

(v)　その他業務を執行する者であって、(i)から(iv)までに掲げる者に準ずる者

ｂ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ｃ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③　その他の選定・特定手続の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑵　参加表明書に関する要件

１）参加表明書の提出者に対する要件（業務説明書による）

２）配置予定技術者に対する要件（業務説明書による）

３　技術提案書の提出者を選定するための基準（業務説明書による）

⑴　配置予定の技術者の資格

⑵　配置予定の技術者の経験及び能力　同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、表彰、手持ち業務の状況

４　技術提案書を特定するための評価基準（業務説明書による）

⑴　配置予定の技術者の資格

⑵　配置予定の技術者の経験及び能力　同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、表彰、手持ち業務の状況、ＣＰＤ

⑶　業務の実施方針及び手法　業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案書の内容

５　手続等

⑴　担当部局　〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７（福岡第２合同庁舎）国土交通省九州地方整備局総務部契約課契約第二係　電話092―476―3509（内線2532）

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

電子入札システムにより交付する。交付期間は、別表１①に示す日時。

ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の２日前までに５⑴の担当部局に連絡すること。

⑶　参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

１）提出期限　別表１②に示す日時

２）提出場所　５⑴に同じ

３）提出方法

①　電子入札対応の場合　電子入札システムにより提出。ただし、容量が10ＭＢを超える場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

②　発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

⑷　選定通知の期日　選定通知の日は、別表１③に示す日。

⑸　技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

１）提出期限　別表１④に示す日時

２）提出場所　５⑴に同じ。

３）提出方法

①　電子入札対応の場合　電子入札システムにより提出。ただし、容量が10ＭＢを超える場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

②　発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

６　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行福岡支店）。ただし、利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　九州地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　契約書作成の要否　要。

⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有。（本業務に関わる「その２業務」（設計意図伝達業務））

⑸　関連情報を入手するための照会窓口　５⑴に同じ。

⑹　２⑴１）②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者又は２⑴２）に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者も５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取り扱いについて」（平成26年７月11日付け国地契第20号、国官技第99号、国営整第84号）の７の設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取り扱いにおける申請期限の特例については、「特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いについて」（平成10年３月９日付け建設省厚契発第18号、建設省技調発第63号、建設省営建発第22号）を準用し、別表１⑤に示す日とする。

⑺　詳細は業務説明書による。

７　Summary

⑴　Classification of the services to be procured 42

⑵　Subject matter of the contract Design duties of Building For Nishifukuoka Tax Office

⑶　Time-limit to express interests by electronic bidding system 5 : 00 P.M. 27 June 2024 (by bringing, mail 5 : 00 P.M. 27 June 2024)

⑷　Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system 5 : 00 P.M. 23 August 2024 (by bringing, mail 5 : 00 P.M. 23 August 2024)

⑸　Contact point for documentation relating the proposal Construction Contract Team, Contract Devision, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7 Hakata-ekihigashi Hakata-ku Fukuoka-shi, Fukuoka 812―0013 TEL 092―476―3509 (Ex. 2532)

別表１

①　説明書の交付期間　公示日から令和６年８月22日までの休日等を除く毎日、９時00分から17時00分まで。

②　参加表明書の提出期限　令和６年６月27日17時00分まで